

令和 2 年度第 8 回 庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 2 年 7 月 20 日

担当部・課：河南総合支所地域振興課〔内線 230〕

：産業部 農業復興推進室〔内線 3556〕

① 件 名	
字の区域を新たに画することについて	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
【背景】 美里町を中心とした石巻市、東松島市を一円とした地域について、ほ場の効率化、高度利用化を図り生産性を向上させるため、宮城県北部地方振興事務所が事業主体となり、平成 13 年度から蛇沼向地区を対象に土地改良事業（農地整備事業）が実施されている。今般ほ場が大区画に整備されたことに伴い区画が変更され、字界が不明確となる状況となっている。	
【目的】 土地改良事業により、従来の区画が変更されたことから、新たに字の区域を設定し、対象農地を編入するもの。	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
【根拠法令】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）	
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ 無 〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市総合計画実施計画 第 3 章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち 第 4 節 魅力的な農林業を確立する （1） 効率的な高生産性農業を確立する	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
【ほ場整備事業の経過】 平成 14 年 3 月 事業採択 平成 16 年 3 月 換地計画書作成	
【字界変更の経過】 平成 28 年 11 月 換地委員会で検討 平成 30 年 6 月 市町の境界変更について市議会第 2 回定例会にて議決 （平成 31 年 4 月 25 日登記） 令和 2 年 6 月 県からの字の区域変更申請書受領	
⑤ 主な内容	
事業区域内の石巻市北村字熊崎ほか 6 の字の全部、一部の区域を、施行した土地の形状に合わせて、新たな字の区域に変更するもの。	
新たな字名	左の区域に編入される区域
北村字新青木	北村字熊崎の一部、北村字熊崎三の一部、北村字新熊崎の一部、北村字新中の沢の一部、北村字矢返の一部、二郷字新堀の全部、二郷字矢返の全部
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】 ほ場整備後の区画の字界を変更することにより、整備区域が明確になる。	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和 2 年 9 月	市議会第 3 回定例会に字の区域を新たに画することについて提案
令和 3 年 3 月	換地計画確定
⑨ その他	